

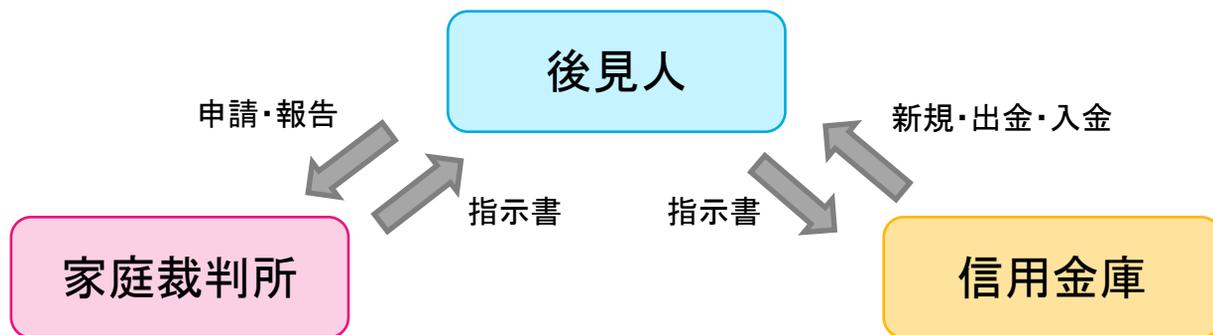
後見支援預金について

宮城県信用金庫協会

後見支援預金とは？

後見人が、裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。

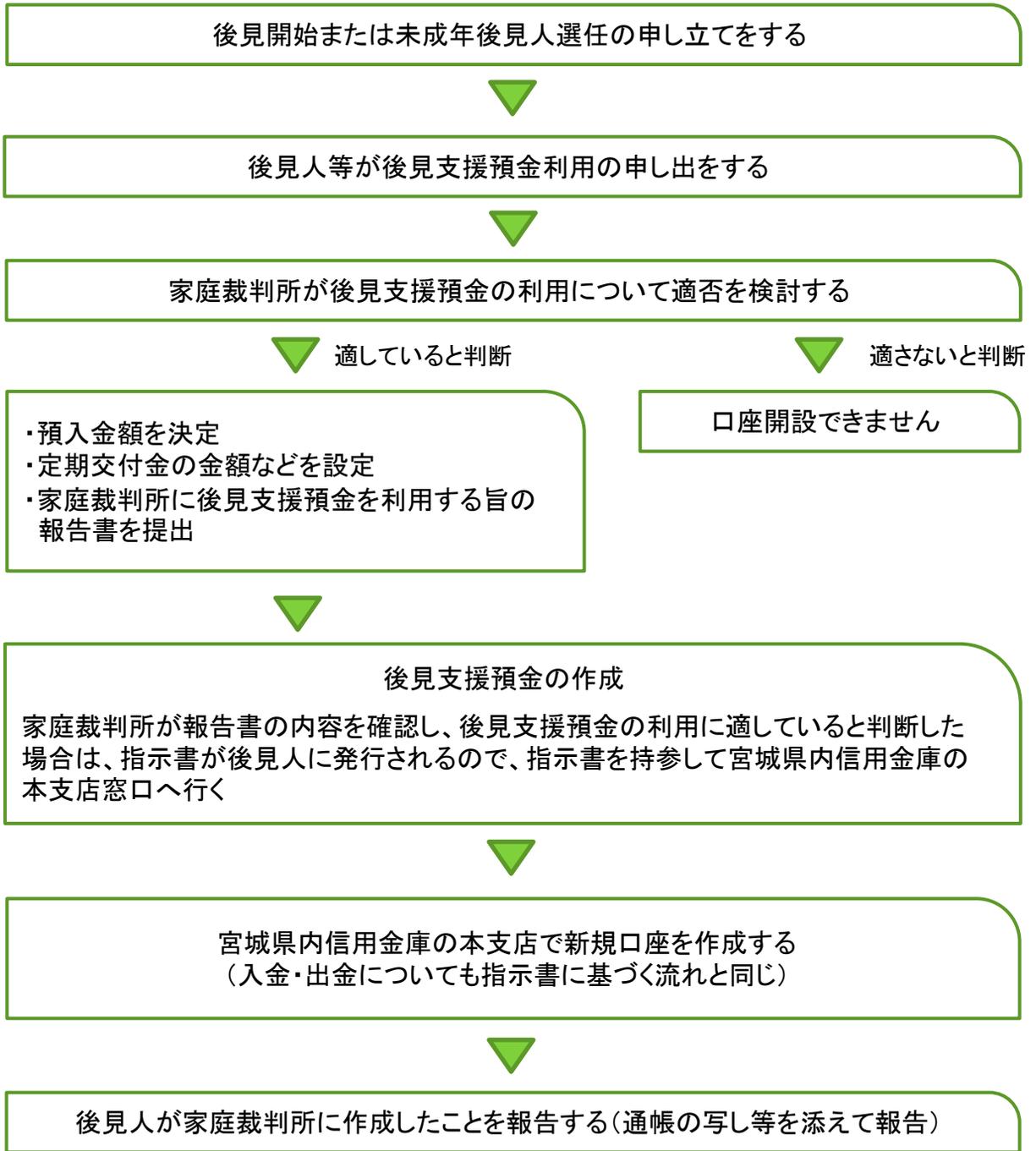
- 被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は、後見人自身で管理し、残額は「後見支援預金」として、家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。
- 後見支援預金口座における入出金は、家庭裁判所の指示書が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化が図れます。



📄 後見支援預金の特徴・メリット

- ・すべての取引(入金・出金・解約等)に家庭裁判所の指示書が必要となります。
- ・普通預金であり、いくらからでも預入することができ、手数料はかかりません。
- ・金利は、定期預金1年もの(300万円未満)の店頭表示金利を適用いたします。
- ・キャッシュカードは発行されません。
- ・後見人が口座を開設できます。
(裁判所の判断により専門職後見人が選任される場合があります。)
- ・現在は「後見」の類型のみの取扱いとなります。
- ・手間やコストをかけず、お取引をそのまま継続することができます。
- ・家庭裁判所が関与することで、「公平性」・「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の財産管理の負担軽減につながります。

後見支援預金口座開設までの流れ



◆後見支援預金口座開設時に必要なもの◆

- ・指示書
- ・後見人の本人確認書類
- ・登録印鑑
- ・登記事項証明書(原本)
- ・口座開設申込書(本支店にて記入)
- ・預入金(振込される場合は0円で作成できます)

詳しくは、宮城県内の信用金庫本支店窓口へお問い合わせください